

議案第43号

さいたま市さくら草学園条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市さくら草学園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市さくら草学園条例等の一部を改正する条例

(さいたま市さくら草学園条例の一部改正)

第1条 さいたま市さくら草学園条例（平成13年さいたま市条例第165号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) 障害児相談支援（法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。次条第2項において同じ。）に関する事 (3)・(4) [略]	(業務) 第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) 障害児相談支援（法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。次条第2項において同じ。）に関する事 (3)・(4) [略]

(さいたま市杉の子園条例の一部改正)

第2条 さいたま市杉の子園条例（平成13年さいたま市条例第166号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第2条 園は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) 障害児相談支援（ <u>法第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事 (3)・(4) [略]	(業務) 第2条 園は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) 障害児相談支援（ <u>法第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事 (3)・(4) [略]

(さいたま市はるの園条例の一部改正)

第3条 さいたま市はるの園条例（平成22年さいたま市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第2条 園は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) 障害児相談支援（ <u>法第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事 (3)・(4) [略]	(業務) 第2条 園は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) 障害児相談支援（ <u>法第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関する事 (3)・(4) [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。